

佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業

実施方針等に関する質問・意見回答

No	区分	資料名	頁	第	1	(1)	ア	他	質問・意見内容	回答
1	質問	実施方針	6	1	1	(10)			工程検討に際し年内の行事予定表をご教示頂けますでしょうか。	資料閲覧期間に閲覧できるものとします。閲覧方法は募集要項でお示します。
2	質問	実施方針	7	2	2	(1)			現場説明会は募集公告後速やかに実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	現場説明会は、募集要項等に関する説明会と同日に実施予定です。
3	質問	実施方針	9	2	2	(4)	①		基本協定書等の様式集一式は募集公告の際に配布頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	質問	実施方針	10	2	2	(4)	②		「設計企業、建設企業及び工事監理企業により構成する共同企業体(以下、「設計施工共同企業体」という。)と、設計施工一括契約を締結する。」に記載のある設計施工共同企業体とは、設計・建設・監理各々の業務を各構成企業が分担して行う乙型と考えてよろしいでしょうか。	工事請負としての甲型・乙型に捉われず、実施方針及び募集要項を達成できる共同企業体として参加願います。
5	質問	実施方針	12	2	3	(3)			設計業務を2社以上のJVで担う場合、全ての企業ではなく、1社以上がア～エの要件を全て満たせば良いでしょうか。	実施方針 P12(3)ア～エについて、全ての設計企業が条件を満たしていることが必要です。
6	質問	実施方針	12	2	3	(3)	ウ		設計企業の施工実績について、地公体が出資する清掃(環境)組合の清掃工場(建設部分)、又は地公体が発注する公共施設の改修・耐震工事の設計業務は官公庁が発注する公共施設の設計業務として認めて頂けますでしょうか。	ご質問の内容については、実施方針で示す実績として認めます。

No	区分	資料名	頁	第	1	(1)	ア	他	質問・意見内容	回答
7	質問	実施方針	12	2	3	(3)		※	入札参加資格者の名簿の登録となる書類一式の記載方法について対面、電話、メールなどでご教示をお願いできますでしょうか。	記載方法は市ホームページに掲載の内容を確認の上、ご不明点は、学校適正配置課へ電話またはメールで問合せください。
8	意見	実施方針	17	3	3				「また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法の詳細については募集公告時に示す。」のリスクの負担について、事業者の責めに帰さないリスクを事業者が共同又は分担して負担することは合理的な責任配分ではないことから、事業自体を推進する市が負担すべきものと考えます。	本事業は PFI 法に準じた DBO 方式として、市及び事業者の双方で推進する事業であり、いずれの責めにも帰さないリスクについて双方が負担するものです。したがって、実施方針に記載のとおりとします。
9	質問	実施方針	18	4	2				整備対象施設概要に駐車場:30 台程度(来客用)とありますが、全て来客用と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	質問	実施方針	18	4	2				遊具広場については、本事業で整備するのは広場までとし、遊具の設置は別途と考えて宜しいでしょうか。また、設置する遊具の想定がありましたら、ご教示ください。	遊具の設置は必須です。 設置を想定する遊具については、要求水準書 添付資料9 P12 ⑨を参照ください。
11	質問	実施方針	28						リスク分担表 NO.49 引渡しに伴う諸費用に何が必要でどのようなものを想定されているのかご教示頂けますでしょうか。	要求水準書 P31 (8)に要する各種費用を想定します。

No	区分	資料名	頁	第	1	(1)	ア	他	質問・意見内容	回答
12	質問	要求水準書 (案)	12	1	5	(4)			屋内運動施設のサブアリーナ、武道場は具体的に何を行うことを想定していますでしょうか。	サブアリーナでは、前期課程、後期課程の体育の授業や部活動(バレーボール、バスケットボール、卓球などを想定)、武道場では、剣道(体育、部活動)を行うことを想定しています。
13	質問	要求水準書 (案)	12	1	5	(5)			「閲覧資料既存施設図面等」について、閲覧の申込方法及びスケジュールをご指示いただけないでしょうか。	募集要項でお示します。
14	質問	要求水準書 (案)	22	2	1	(5)	(a)		新設する什器及び備品について、想定しているメーカーはありますか。	現時点では、メーカーの想定はありません。
15	質問	要求水準書 (案)	22	2	1	(5)	(b)		「市が実施した既存施設の什器、備品等の調査結果を元に計画を行うこと」とありますが、調査結果はいつ公表されますでしょうか。	調査に係る成果品については、募集公告の公表とあわせお示します。
16	質問	要求水準書 (案)	26	3	1	(4)	(C)		住民説明会の開催は発注者が主体となり事業者が実務的な説明を行うものと考えてよろしいでしょうか	工事施工に関する説明会は、事業者が主体となり実施していただく想定です。
17	質問	要求水準書 (案)	29	3	1	(7)	③		移植、移設対象の詳細資料(寸法、重量等)をいただけないでしょうか。	現場説明会で確認ください。
18	質問	要求水準書 (案)	33	4	1	(1)			什器・備品の管理は維持管理業務の対象範囲外との理解でよろしいでしょうか。(机・椅子等什器・備品を日常的に一つ一つ点検する必要はありますか。)	必ずしも毎日見回る必要はありませんが、市や学校からの申し出により、適宜修繕等を行うなど、什器・備品の管理は維持管理業務の範囲内とします。

No	区分	資料名	頁	第	1	(1)	ア	他	質問・意見内容	回答
19	質問	要求水準書 (案)	40	4	8	(3)			事業者は、事業期間全体での修繕費を総額 21,945 千円(税込)(毎事業年度 1,463 千円(税込))とあり、執行残額が生じた場合は返還とあります。業務を実施する中で、各年度超過した場合は、貴市にて追加負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	追加はありません。 要求水準書に記載のとおり対応ください。
20	質問	添付資料 13							学校用務員の業務について「学校長の指示による軽作業」が含まれていますが、維持管理企業の業務計画外の指示が頻発した場合の優先順位の判断基準や、業務量増大に伴うコスト増の調整ルールはどのような想定でしょうか。	令和 8 年 3 月 23 日に公表した要求水準書(案) 添付資料 13 の当該記述は、「その他の軽作業」の誤りです。 維持管理企業の計画、指示に基づき行う学校用務員業務のうち、他の項目に定めのない軽作業について業務の範囲内であるという趣旨です。
21	質問	添付資料 14	1						用務員の業務時間は貴市と協議の上、定めることとありますが、提案段階で人件費の算出が必要です。必ず常駐が必要な時間帯、及び業務時間はありますでしょうか。また、学校行事等に伴う時間外対応や休日出勤が発生した場合、代休の取得や追加費用の精算は可能でしょうか。	必ず常駐が必要な時間帯及び業務時間については、現段階では未定ですが、要求水準書添付資料 14 に示す現行の業務実施日及び業務時間を参考に算出してください。 また、時間外勤務に関する代休の取得については、労働条件としてご検討をお願いします。費用は募集要項で示す提案限度額を上限とします。